

埼玉県林業・木材産業改善資金制度運営要領

埼玉県における林業・木材産業改善資金制度の運営については、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「法」という）、同施行令（昭和 51 年政令第 131 号）、同施行規則（平成 15 年農林水産省令第 55 号）及び埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和 52 年埼玉県規則第 60 号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 林業・木材産業改善資金の内容

- 1 林業・木材産業改善資金(以下「貸付資金」という。)は、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下「改善措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。
 - (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (2) 造林に必要な資金
 - (3) 立木の取得に必要な資金
 - (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
 - (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
 - (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
 - (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

- (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

2 貸付資金の資金内容は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 立木の取得に必要な資金は、立木の取得そのものが改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれない。
- (2) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金は、改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られる。
- (3) 資金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれない。

第2 資金需要額の調査

川越農林振興センター、秩父農林振興センター及び寄居林業事務所（以下「農林振興センター等」という。）の長は、毎年度、改善資金の翌年度の資金需要額について、管内の市町村、森林組合等の意向を調査のうえ、調査を行った年度の3月20日までに林業・木材産業改善資金需要額調書（様式第1号）により森づくり課長に報告するものとする。

第3 貸付けの条件等

1 償還期間及び据置期間

林業従事者等に対する改善資金の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の償還期間及び据置期間は、原則として年計算をもって定めるものとするが、償還期日の統一及び支払い能力に応じて、返済期間を設定することができるものとする（貸付決定日から1年以内に返済が開始すること。ただし、据置期間を定めた場合を除く。）。

2 償還方法

貸付金の償還は、年賦の方法により、償還期間（据置期間のある貸付金については、償還期間のうち据置期間経過後の期間）内において均等に分割して行うものとする。

なお、年賦償還額（貸付金額を償還年数で除した額）の算出に当たり、千円未満の端数が生じた場合は、残余額を第1回目の償還額に加算するものとする。

3 連帯保証人及び物上担保

(1) 連帯保証人

ア 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）が個人の場合は、当該個人と生計を一にする親族以外で、主たる収入を貸付申請者から得ておらず、その債務を保証し得る者とする。

イ 県規則第6条第1項に規定する連帯保証人は、次の基準に適合する者とする。

(ア) 貸付申請者が法人格を有する団体の場合は、当該団体の理事。

(イ) 貸付申請者が法人格のない団体の場合は、当該団体の役員及び構成員のうち借入れにより受益する者のうち、債務を保証し得る者。

(ウ) 貸付申請者が会社の場合は、代表者のほか、代表者と生計を一にする親族以外で、その債務を保証し得る者。

ウ 連帯保証人の数は、次の基準によるものとする。

(ア) 貸付金額が100万円未満の場合は1人以上とする。

(イ) 貸付金額が100万円以上の場合は2人以上かつ貸付金額を保証人の数で除した金額が500万円以下となるよう保証人を立てるものとする。

エ 貸付申請者が未成年であって保証人を立てる場合には、ウの保証人のほか、その者の法定代理人を加えるものとする。

オ 相互保証（貸付申請者が、この貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）の連帯保証人となっているとき、当該借受者を連帯保証人とするをいう。）は、原則として認めないものとする。

カ 個人が連帯保証人となる場合は、民法第465条の6の規定に基づき、公証人による保証意思の確認を受け、公正証書を作成するものとする。ただし、次の(ア)から(ウ)に該当する者を除く。

(ア) 借受者が法人である場合、当該法人の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(イ) 借受者が法人である場合、当該法人の総株主の議決権の過半数を

有する者等

(ウ) 借受者が個人である場合、共同事業者又は借受者が行う事業に現に
に従事している借受者の配偶者

キ 県規則第6条第4項の規定に基づき、連帯保証人の追加又は交替をする
ときは、アからカまでを準用し、「貸付申請者」とあるのは、「貸付
の決定を受けた者」と読み替える。

(2) 物上担保

貸付申請者が物上担保を提供する場合には、貸付金の交付以前に抵当
権の設定を行うものとする。

(3) その他

貸付申請者が、埼玉県農林公社、造林の事業を行う市町村、財産区及び
地方公共団体の一部事務組合である場合には、林業・木材産業改善資金助
成法施行令第5条の規定により、担保を提供し、または保証人を立てる必
要はないものとする。

第4 貸付金の貸付資格の認定

1 認定基準

貸付金の貸付資格の認定(以下「認定」という。)に係る改善措置の内容が
次に掲げる(1)から(6)までのいずれかに該当し、かつ、県規則第5条に規定
する貸付申請者が、申請に係る林業・木材産業改善資金をもって改善措置を
実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防
止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場
合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

(1) 新たな林業部門の経営の開始

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を
行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。

(2) 新たな木材産業部門の経営の開始

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木
材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始すること
を含む。

(3) 林産物の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入す
ることをいう。

(4) 林産物の新たな販売方式の導入

従来の技術・経営手法では対応できない新しい販売の方式を導入する
ことをいう。

- (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入
林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。
- (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。

2 認定上の留意事項

認定に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき知事が定めた「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、及び都道府県林業・木材産業構造改革プログラム作成要領（平成 14 年 2 月 26 日付け 13 林政経第 166 号林野庁長官通知）に基づき知事が作成した「埼玉県林業・木材産業構造改革プログラム」の内容等に即したものであること。
- (2) 県規則第 9 条に規定する別に知事が定める期間は、県規則第 7 条第 2 項又は第 7 条の 2 第 3 項に規定する貸付決定書の交付を受けた日後、3 月以内（森林施業の継続した実施、研修等 3 月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画書に記載する事業完了までの期間以内）に当該貸付けに係る事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合は、知事の承認を受けて当該期間を延長することができる。
- (3) 当該認定に係る改善措置を実施するのに必要な改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

第 5 貸付金の貸付けの申請

1 申請

- (1) 貸付申請者は、農林振興センター等の事前指導を受け、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第 3 号。以下「認定申請書」という。）を提出するものとする。

(2) 認定申請書には、次の書類等を添付するものとする。

ア 貸付金の貸付けを受けようとする者が提出する書類

凡例 ○：必要、△：必要に応じて

番号	必要書類	個人	会社	団体	備考
1	林業・木材産業改善資金貸付申請書	○	○	○	認定申請書と同時に提出
2	事業の再構築の概要	△	△	△	新たな部門の経営開始・生産・販売方式の導入
3	売上・利益計画	△	△	△	同上
4	収支計画（キャッシュフロー表）又は資金繰り表	△	○	○	個人においては、1回の返済額が100万円以上
5	資産一覧表	△	○	○	
6	借入残高一覧表	○	○	○	当該資金及びその他の借り入れの全部
7	設立登記簿謄本	—	○	—	
8	主な取引先一覧表	△	○	○	
9	主力取引金融機関	○	○	○	
10	年収の証明書、職業の有無	○	△	△	
11	決算書	△	○	△	
12	納税証明書	△	○	△	

イ 貸付金の貸付けを受けようとする者の連帯保証人が提出する書類

凡例 ○：必要、△：必要に応じて

1	連帯保証人承諾書	○	○	○	
2	残高証明書	△	○	△	取引金融機関
3	代表者の資産・負債一覧表	—	○	△	

(3) 農林振興センター等は認定申請書を受理したときは、予備審査を行い、必要があれば現地調査等を行うものとする。

(4) 貸付資格確認の留意点

ア 貸付けの相手方に該当するか。

イ 申請内容は貸付けの対象に適合するものか。

ウ 経費が過大でないか。

エ 借受者の既借受残高を合計して限度額内であるか。

オ 見積りの相手方は適切か。

カ 償還期限は適切か。

(措置期間は適切か。償還期限以上の使用に耐えられるものか。)

- キ 連帯保証人は適切か。（連帯保証人の財務状況の確認。）
（1千万円を超える申請があった場合は、提供する担保の有無について確認し、農林振興センター等の長が適当と認めた場合は抵当権の設定を行うものとする。）
- ク 着工予定日は適切か。
- ケ 円滑な償還が見込まれるか。
（財務状況・資金繰り等の確認。収入に見合わない負債がないか。）
- コ 他補助事業等と重複していないか。

2 貸付決定

- (1) 県規則第7条第2項の規定に基づき、申請者に林業・木材産業改善資金貸付決定の通知、又は貸付けをしない旨の通知をしたときは、林業事務所等にその旨を通知するものとする。
- (2) 借受者は、貸付決定の日以後でなければ、事業に着工してはならない。ただし、貸付けの内示があった場合は、この限りでない
- (3) 県は、やむを得ぬ事情により貸付金の貸付決定が遅れる場合、又は借受者から貸付決定前に事業に着工したいという申し出があったときは内示をすることができるものとする。
- (4) 貸付決定の日以前に事業を着工しようとする借受者は、早期事業着工申請書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

3 借用証書等の提出

- (1) 借受者は、林業・木材産業改善資金借用証書（様式第7号。以下「借用証書」という。）に印鑑証明書（本人及び保証人）を添付し、貸付決定通知書に記載された日までに提出するものとする。
- (2) 貸付決定の額が500万円以上の借受者は、借用証書に替えて林業・木材産業改善資金貸付契約書(様式8号)により、知事と金銭消費貸借契約(以下「契約」という。)を締結し、知事、借受者及び連帯保証人による契約に関する公正証書を作成し、貸付決定通知書に記載された日までに提出するものとする。なお、作成に要する費用は、借受者の負担とする。
- (3) 借受者が、借用証書及び公正証書を前項で定めた期日を経過しても提出しないときは、貸付けの決定を取り消すことができるものとする。
- (4) 連帯保証人は、第3の3(1)カに該当する場合、借用証書作成日又は契約締結日の前1か月以内に保証意思宣明公正証書を作成し、借受者は、借用証書等と共にその正本を知事に提出するものとする。

4 貸付金の交付

県は、借受者から提出された借用証書及び公正証書の内容を確認後、貸付金の交付を行うものとする。

5 認定の取消し

県は、貸付金の貸付決定から事業が完了するまでの間に、改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式第11号)により借受者に通知するものとする。

第6 事業実施等

1 事業実施の報告

- (1) 借受者は、事業完了後、県規則第9条の規定に基づき、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第12号。以下「事業実施報告書」という。)を提出するものとする。なお、共同で貸付けを受けた場合は、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の署名を行うものとする。
- (2) 農林振興センター等は、事業実施報告書を受理したときは、当該事業が適正に実施されているか確認するものとする。
- (3) 借受者は、事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をしたときは、その指示に従わなければならないものとする。

2 届出

次の事項に該当することとなった借受者は、すみやかに届出書(様式第19号)を提出するものとする。

- (1) 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更
- (2) 会社又は団体が借受者の場合の所在地、名称又は代表者の変更
- (3) 借受者の死亡、団体の合併、又は解散
- (4) 設置(購入)した機械、施設等の事故

3 承認申請

- (1) 次の事項に該当することになった借受者は、すみやかに承認申請書(様式第20号)を知事に提出するものとする。

ア 県規則第9条に規定する別に知事が定める期間内に、事業の完了が著しく困難なとき。

イ 連帯保証人又は物上担保を変更しようとするとき。

- ウ 設置した機械・施設等の改造、又は設置場所の変更をしようとするとき。
- (2) 知事は、承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、借受者に承認決定の通知、又は承認しない旨の通知をしたときは、林業事務所等にその旨を通知するものとする。

4 確認調査

農林振興センター等は、前年度の貸付事業について、林業・木材産業改善資金貸付事業確認調書（様式第 22 号）により毎年 8 月 31 日現在において調査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

また、貸付金の償還が終了するまでの毎年、現地調査を行い、状況の把握に努めるものとする。

第 7 償 還

1 約定償還

借受者は、県が発行した納入通知書により、償還期日（償還期日が埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる場合は、その日の翌日）までに償還金を納入するものとする。

2 繰上償還

- (1) 次の事項に該当し、貸付金の全部又は一部を償還期日前に償還しようとする借受者は、林業・木材産業改善資金繰上償還届(様式第 15 号)を提出するものとする。

なお、次のア～カに該当する場合に繰上償還しないときは、期限前償還の対象となる。

ア 事業を中止若しくは廃止、又はこの資金で設置した施設等を譲渡、交換若しくは貸与、又はその運営を他人に委託しようとする場合。

イ 事業費が貸付金額を下回ったとき（事業実施報告書と同時に提出する。）。

ウ 他の融資等の利用に切り替えた場合。

エ 借受者の死亡、団体の合併、又は解散などにより、借受主体そのものが消滅する場合。

オ 収入の増大により、約定償還期日前に償還できる場合。

カ 県がその資金管理上、借受者に余裕があると認め、借受者の同意のもとに貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合。

- (2) 貸付金の一部を繰上償還した後、当該年度中に約定償還がある場合は、その額を納入し、繰上償還した分は、最後の年度から調整するものとする。
- (3) 納入方法については、原則として約定償還に準ずるものとする。

3 期限前償還

- (1) 県は、次の事項に該当する借受者に対し、県規則第 11 条の規定に基づき、約定償還期日の到来前に貸付金の全部又は一部の返還を林業・木材産業改善資金期限前償還請求書（様式第 16 号）により請求するものとする。
 - ア 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - イ 償還金の支払いを怠ったとき（埼玉県財務規則（以下「財務規則」という。）第 201 条の規定による督促の通知で指定された期限から起算して、10 日を経過してもなお履行されない場合は、期限前償還の対象となる。）。
 - ウ 前 2 号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- (2) 県は、前項の規定に基づき、期限前償還請求書を発行したときは、農林振興センター等へその旨を通知する。
- (3) 償還金の納入方法については、原則として約定償還に準ずるものとする。

4 延滞

- (1) 延滞の処理
 - ア 県は、償還金について、納入の通知で指定された期限を経過してもなお、履行されない場合は、直ちに適切な償還指導を行うとともに、埼玉県財務規則第 201 条の規定に基づき処理するものとする。
この場合において、なお償還されないときは、現地督促を行うものとする。
 - イ 県は、現地督促及び調査の結果、償還が著しく困難であると認めるときは、次のように処理するものとする。
 - (ア) 延滞した償還金に係る償還計画の樹立を指導する。
 - (イ) (ア)の計画に基づいて納入された金額は、まず元本に充当することとし、これに係る延滞違約金は、元本がすべて納入された時に確定するものとする。

(2) 違約金

- ア 法第 11 条の規定に基づく違約金の徴収については、県が直接、借受者あて納入通知書を発行するものとし、農林振興センター等には、その旨を通知するものとする。
- イ 違約金の算出に当たって、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ウ 繰上償還については、違約金を課さないものとする。

5 償還の完了に伴う借用証書の返戻

県は、償還が完了した借受者に対して、速やかに借用証書を返戻するものとする。

第 8 償還金の支払猶予

1 支払猶予の申請

(1) 県規則第 12 条第 1 項の規定に該当する場合は、以下のとおりとする。

ア 災害

(ア) 暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜及び降ひょう

(イ) 火災

(ウ) 盗難

イ 借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(2) (1)に掲げた支払猶予の理由に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められない場合には、支払猶予は行わない。

(3) 県規則第 12 条第 1 項に規定する知事が指定する者の証明書は次のとおりとする。

ア 暴風雨、地震等の災害、火災及び死亡にあつては、市町村長の証明書

イ 盗難にあつては、警察署長の証明書

ウ 疾病及び負傷にあつては、医師の診断書

2 農林振興センター等への通知

支払猶予の決定の通知又は支払猶予の決定をしない旨の通知をしたときは、農林振興センター等にその旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和 52 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 59 年 5 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和61年12月19日から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から適用する

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年10月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年12月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年9月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成15年10月24日から適用する。

附 則

この要領は平成17年8月1日から適用する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要領は平成22年10月15日から適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和6年7月3日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。この場合において、同日から埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（平成二十三年埼玉県規則第四号）の施行までの間における同項の規定の適用については、同項の表中「第六号まで」とあるのは、「第五号まで」とする。

(経過措置)

- 2 この要領の適用日前に貸し付けられたこの要領による改正前の埼玉県林業改善資金については、なお従前の例による。